

猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）に基づき、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民等の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない猪名川町を実現することを目的とする。

【解説】

この条例の目的についての規定です。平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下、「部落差別解消推進法」という。）が公布・施行されました。「部落差別」の名称が使われた初めての法律です。法律では「現在もなお部落差別が存在すること、許されないものである、解消することが重要な課題である」が明記されました。

本町においても、この立場にたって、町・町民等の役割を定め、部落差別のない猪名川町を実現することを示しています。

第2条 この条例において用いる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町民とは、猪名川町内に住所を有する者をいう。
- (2) 町民等とは、前号に規定する者及び猪名川町内に通学又は通勤する者並びに猪名川町に関わる者をいう。
- (3) 部落差別とは、日本社会の歴史的過程で作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的及び文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりしている、日本固有の人権問題をいう。
- (4) 差別行為とは、部落差別とみなされる直接的あるいは間接的な誹謗中傷及び助長や差別の許容、就職又は結婚等における部落差別や調査、特定の地域が被差別部落であったとする発言・配信、その他これらに類する人を傷つける行為をいう。
- (5) 差別行為者とは、前号に規定する差別行為を行った個人、法人、その他団体をいう。

- (6) 被差別者とは、第4号に規定する差別行為を受けた個人、法人、その他団体をいう。
- (7) モニタリングとは、インターネット上における部落差別と見なされる書込み及び投稿等を監視することをいう。

【解説】

本条例にかかる用語の定義を示しています。

(2)で「町民等」として、猪名川町在住者及び猪名川町内に通学又は通勤する者並びに猪名川町に関わる者と定義しています。この関わる者については、猪名川町を観光や所用などで訪れる者やインターネット、SNSを通じて猪名川町における情報を配信する者も含まれます。

(3)の「部落差別」については、法律上で定義づけされておらず、国の人権教育啓発白書より引用しています。

明治4（1871）年には被差別身分の廃止を目的とする太政官布告、いわゆる「解放令（賤称廃止令）」が出されました。しかし、形式的な内容にとどまり、政府は差別をなくすための積極的な政策を行わず、社会には依然として根強い差別意識が残されることになりました。差別によって、生活向上や自己実現の権利を奪われ、社会の発展から取り残され、経済面や生活環境面の格差が広がっていく状況になり、文化面の発展にも影響を与えました。そして、その格差がまた新たな偏見や差別を生み出すといった悪循環も生じてしまいました。

(4)では「差別行為」として、部落差別とみなされる言動を直接、特定の者に発する行為やインターネットを通じて間接的に行う誹謗中傷行為を規定するとともに、差別を助長する行為や「部落差別はあってもしょうがないよね」と言った差別を許容する行為も対象としています。また、部落差別の身元調査や「〇〇地区はかつて部落である、またはあった」とする発言・配信行為も差別として定めています。被差別部落は、第3号の同和地区と同義語です。

（基本理念）

第3条 部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民等一人一人の理解を深めることにより、偏見を払拭し、かつ、部落差別のない猪名川町を実現することを旨として、行われなければならない。

【解説】

条例の基本理念についての規定です。「町民等一人一人の理解を深めることにより」と在住者以外も含めた表現としています。個々が部落差別により苦しんでいることを無関心であったり、見て見ぬふりをするのではなく、我が事としてとらえ、取り組むことを目指します。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずるものとする。

2 町は、部落差別にかかるインターネットを含む差別表現、差別発言その他の部落差別にかかる人権侵害に当たる行為が発生した場合は、町民等、関係機関等の取組に必要な情報の提供、助言その他の支援を行い、必要に応じて問題の解決に必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

部落差別の解消に関する町の責務についての規定です。本町は、部落差別解消推進法にのっとり、国や県と連携することを示すとともに、町として部落差別の解消に関する施策を実施していくことを示しています。その施策の内容については、この後の第8条に定める「猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画」を策定し、その中で規定し実施することとしています。

(相談体制の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に対応できる体制の充実を講ずるものとする。

【解説】

部落差別の解消に関する、相談体制の充実についての規定です。町は、部落差別解消のために部落差別に関する相談体制を充実させる必要があることを示しています。

本町では、部落差別解消のために相談員・指導員のスキル向上及び、相談窓口の間口を広げ専門的な相談窓口に繋ぐなど相談体制の充実を図っていきます。

(町民の役割)

第6条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、かつ、部落差別を解消するための施策に関心をもって協力するとともに、その必要性を理解し、自らも人権意識の高揚を図り、差別及び差別の許容、拡散、煽動その他の差別を助長する行為をしないように努めるものとする。

2 町民は、差別行為を知り得た場合は、必要に応じて町長に情報提供するものとする。

【解説】

部落差別の解消に関する町民の役割についての規定です。町民に対してはお互いに基本的人権を尊重して、私たち一人一人がその当事者であるとの認識のもと、町が実施する施策に協力することにより部落差別の解消に努めることを求めています。

また、偏見や無理解からくる部落差別について、見聞きしたら差別解消を目的に町への情報提供を求めます。ただし、町民は自由な言論は保障されているため、町民の言動を町が監視するような内容ではありません。

(教育及び啓発)

第7条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を実施するものとする。

【解説】

部落差別の解消に関し町が行う教育及び啓発についての規定です。町は学校教育及び社会教育並びに研修及び広報等を通じて、部落差別解消のための教育及び啓発の充実を図ります。

教育とは、小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校での教育のほか、幼稚園や保育所での就学前教育、家庭教育、青少年及び成人に対して行われる教育活動を指します。

部落問題学習は、部落差別の解消に向けて、出会いや学びを通して、自分がどう生きるかを問い、差別を許さない社会の創造に向けて、生き方を豊かに広げていく学習です。差別のない社会を創造するためには、一部の地域や学校ではなく、すべての学校園所において部落問題学習にとりくんでいく必要があります。

部落問題の解決に迫る実践をつくるために大切にしたい観点は以下の3点です。

- ① 培われるべき資質・能力については、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面から人権に関する知的理解と人権感覚の涵養をめざします。
- ② 差別の構造を見抜き、人権が尊重された社会づくりに参画しようとする行動力を育みます。
- ③ ネット上の人権課題を解決する部落問題学習を創造します。

学びを深めるために系統だった教材の作成や学習方法を開発します。

部落差別解消のための人権啓発とは、部落差別問題について理解を深め、それらを自分自身の課題として捉え、それらの解消に向けた具体的な行動につなげられるような啓発活動をいいます。

啓発内容の具体例としては、①部落差別が不当な差別であることへの理解を進める啓発、②なぜ部落差別が発生するのか、③部落差別解消推進法・本条例をはじめとする法令や条例の認知度向上を図り、それらの内容理解を深める啓発、④不当な部落差別の解消に当たって障壁となるような慣行や観念などを改善していくことの意識付けを図る啓発、⑤自分自身が権利の主体であることの認識を促し、権利を行使するための法制度等について理解を深めるとともに、他者の人権を尊重しようとする態度を育む啓発、⑥人権侵害行為を被っている人をはじめ、全ての人が自分を価値ある存在であると認識し、誇りをもって自分らしく生きようとする意欲や態度を育むための啓発活動があります。

以上の内容を実現するために、住民や保護者対象の人権教育・啓発講座の開催や啓発冊子の作成などをすすめます。

これまで「人権推進基本計画」に基づき、部落差別をはじめとしてあらゆる人権問題についての教育・及び啓発に取り組んできたところですが、「部落差別解消推進法」にある

ように、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえて、今後の部落差別解消のための教育・及び啓発を実施していきます。

(計画の策定及び調査の実施)

第8条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画を策定するものとする。

2 町は、必要に応じて部落差別に関する調査を行うものとする。

3 町は、モニタリングにより、町に関連する部落差別の実態把握に努めるものとする。

【解説】

部落差別の解消に関する施策を推進するため、「猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画」を策定します。町では、人権推進基本計画を策定していますが、教育及び啓発のみならず人権侵害の救済を含む部落差別解消に特化した基本計画を策定します。また、基本計画策定には、町内における部落差別の状況を把握する必要があることから調査を行うこととしています。

(推進体制の充実)

第9条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に関する各種団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を講ずるものとする。

【解説】

部落差別の解消に関する国や県、部落差別の解消に取り組む団体との連携についての規定です。部落差別解消のための施策を効果的に実施していくためには、国や県との連携はもちろんのこと、部落差別の解消に取り組む団体と協力するとともに、施策の推進体制を構築することが必要です。

(部会)

第10条 町長は、部落差別の解消に関する施策を審議するため、猪名川町人権推進審議会条例（平成14年条例第4号）第1条の規定により設置された猪名川町人権推進審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の要請に応じて、次に掲げる事項について調査研究を行い、適時、審議会へ報告する。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 部落差別事象による人権侵害への対策及び人権救済のために必要な措置に関すること。

(3) 部落差別のない町の実現に関し町長が必要と認める事項

3 部会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

【解説】

部落差別の解消に関する部会の設置についての規定です。町は、部落差別の解消に関する重要事項について、調査及び審議するために猪名川町人権推進審議会内に部会を設置します。

（削除要請）

第11条 町は、モニタリングを実施し、差別行為と認められる書き込み等を発見した場合は、その書き込み等が行われた場所に関係なく、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）又はその書き込み等を削除する権限のある者に対し、削除の要請を行うものとする。

【解説】

モニタリングの結果、差別行為と認められる書き込み等を発見した場合は、町より削除要請を行います。

（指導及び助言）

第12条 町長は、町民等に対し、差別行為を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

【解説】

ここでいう差別行為は、第2条第1項第4号の「差別行為」をさしますので、部落差別の全てが対象となります。

差別行為に繋がると認められる場合や差別行為と認められる場合に当事者に対して、町が指導及び助言を行うことができることを規定したものです。指導及び助言の方法については、原則として口頭により行いますが、事例に応じて適正に行います。

助言とはある事項を進言することであり、指導とは助言よりも強くある事項を具体的に教え導くことです。

(勧告等)

第13条 町長は、差別行為を放置することが著しく公益に反すると判断される場合、差別行為者に対し中止すべき旨を勧告することができる。

2 町長は、前項の勧告を行うに当たり必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

【解説】

著しく公益に反すると判断される場合差別行為者に対して、差別行為の中止を勧告することができること、勧告を行うために必要な資料の提出等を求めることができることを規定しています。

なお、「著しく公益に反する場合」とは、身元調査、地域に関する問い合わせや差別の拡散等を対象と想定しております。勧告は法的拘束力があるものではなく、行政指導に該当しますが、勧告実施の判断については、第16条に規定する委員会で行います。

勧告とは指導よりも強くある事項について具体的な行動をとるように進めることです。

(命令)

第14条 町長は、前条に定める勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

【解説】

第13条に基づく勧告をうけた対象者が、勧告に従わない場合に行政処分として、勧告に従うよう命令できることを規定しています。命令実施の判断については、第16条に規

定する委員会で行います。なお、「正当な理由」とは、健康上の理由等により命令で求められた措置をすることが困難であると認められる場合などが想定されます。

（差別行為者の氏名等の公表）

第15条 町長は、命令を受けた対象者が正当な理由なく命令に従わない場合は、その者の氏名及び差別行為の概要を公表することができる。但し、氏名等を公表する場合は、あらかじめ公表されるべき者にその理由を告知し、また意見を述べる機会を与えるものとする。

【解説】

第14条に基づく命令を受けた対象者が正当な理由なく命令に従わない場合に氏名及び差別行為の概要の公表ができることを規定しています。公表する場合は、対象者に公表される理由を告知し、意見陳述の機会を与えることとなっており、正当な理由が認められる場合は公表しないことができます。公表実施の判断については、第16条に規定する委員会で行いますが、町が規定する掲示板、必要に応じて町広報誌等への掲載により公表を行います。なお、「正当な理由」とは、健康上の理由等により、意見陳述を行うことが困難であると認められる場合などを想定しています。

（部落差別検証委員会の設置）

第16条 町長は、対象者が行なった行為について、勧告、命令及び公表対象となるか審議するため、猪名川町部落差別検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会の組織及び運営に関する事項は、町長が別に定める。

【解説】

第13条「勧告等」、第14条「命令」、第15条「差別行為者の氏名等の公表」について審議するため、検証委員会を設置することを規定しています。同委員会にかかる事項については、同条例施行規則にて規定します。

（被差別者の支援及び救済）

第17条 被差別者は、差別行為の解消を目的に、町長に支援及び救済を申し出ることができる。

2 町は、この条例に定めるもののほか、被差別者への支援及び救済に積極的に努めるものとする。

【解説】

差別行為による被害の態様はケースにより様々であり、支援内容として、いずれのケースにも該当すると考えられるひとつは「情報の提供」となります。提供する情報としては、人権侵害行為の被害者の救済に関する制度、機関（法テラス）、団体などを想定しています。具体的な支援及び救済について、第8条に定める「猪名川町部落差別の解消の推進に関する基本計画」を策定し、その中で規定し実施していきます。

（秘密保持）

第18条 町長は、差別行為の調査等により知り得た情報を適正に管理するものとする。

【解説】

法令等に基づき、適正に管理することを規定するものです。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

この条例に定める事項以外の必要なものは、町長が別に定めることを規定しています。同条例施行規則を策定します。

2024年（令和6年）4月1日策定

〒666-0227 兵庫県川辺郡猪名川町笹尾字黒添エ22番地の1
猪名川町生活部福祉課人権推進室